

第1回古平町議会定例会 第3号

令和5年3月9日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 4号 令和5年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 7 議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 8 意見案第1号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
- 9 一般質問
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 議案第25号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第26号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君			
	2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
	4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君

6番 高野俊和君
9番 工藤澄男君

8番 山口明生君

○欠席議員（1名）

7番 岩間修身君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君	
副町	長	奥	山		均	君	
教	育	三	浦	史	洋	君	
総	務	細	川	正	善	君	
企	画	人	見	完	至	君	
町	民	五	十	嵐	満	美	君
保	健	和	泉	康	子	君	
産	業	岩	戸	真	二	君	
建	設	高	野	龍	治	君	
会	計	関	口	央	昌	君	
教	育	本	間	克	昭	君	
町	立	細	川	武	彦	君	
財	政	湯	浅		学	君	

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	黒	川	寿	君

開議 午前 9時58分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。7番、岩間議員につきましては小樽市に通院検査のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第4号ないし日程第7 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第1、議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算から日程第7、議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までを一括議題とします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会で行ったので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に対する討論を許します。反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、次に賛成討論を許します。

○6番（高野俊和君） 私は、令和5年度の予算執行に当たり、賛成する立場から申し上げます。

令和5年度の予算編成に当たり、各課の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。私は、本年度の一般会計予算を執行するに当たり賛成する立場から申し上げます。長い間社会を震撼させたコロナウイルスの感染拡大も少し落ち着きを見せてまいりましたが、まだまだ油断のない状況があることを忘れてはなりません。庁舎落成から1年、ほっとする間もなく本年度より道の駅、150年広場の建設が始まります。庁舎建設に引き続き予算規模の大きな事業ですので、町民の関心も高まっております。当町自慢の有意義な施設になるよう後押しをできればと考えています。

昨年は、国のいろいろな交付金や補助金を上手に利用して、商品券の全戸配布など多くの事業を

行い、町民の皆様には喜ばれております。とどまることのない近年の物価高、光熱費の値上げなど、今年も家庭生活を直撃することは間違いありません。本年度も交付金などを上手に使い、町民生活が少しでも豊かになるよう的確な判断をしていかなければならないと考えます。

また、今年度は、当町の1次産業であります漁業の振興に当たり、当町の名産でありますウニ種苗の放流が例年の2倍、新たに近年価値の高いナマコ種苗の放流、ブランドアワビの開発事業にも補助をするということで、浅海漁業の後押しになればと期待するものであります。また、少子高齢化、急速な人口減による影響をもろに受けている商店振興にも目を向けなくてはなりません。古平町が行ういろいろな事業の中で、町内の商店が多少なりとも参画できる事業や催しがあれば、積極的に参加できる道を開かなくてはならないと思います。

今年はコロナが落ち着き始め、封印されていた事業や活動が再開されることが予想されます。特に数年触れ合うことがなかった小中学校の行事や子供たちに会う機会、また社会体育の活動なども楽しみであります。町長執行方針でも述べておりましたが、古平町は財政規模は大きくありませんので、的確な予算の執行を行い、交付税措置の高い起債を利用することが大事になると思います。本年度も町民に配慮した予算編成と考え、執行することに賛成いたします。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 新年度予算作成に当たり、町長をはじめ職員の皆さん大変ご苦労さまでした。新年度の一般会計予算に対して賛成の立場を表明します。昨日の特別委員会において各会計に賛成の立場を表明した私に対して、まだ前任者との関係が頭の中にある方がいらっしゃるので、前任者について一言述べさせていただきます。

私が前任者提案の当初予算にことごとく反対してきたのは、あまりにも身勝手に、問題点を指摘すると共産党は政策を述べていけばいいのだと、余計な口出しはすると言わんばかりの行政手法であったためです。私ばかりでなく、町長が進めることを批判し、意見をする者に対しては共通する姿勢でした。成田町長は、タクシーの問題でも人ごととせず、町民に寄り添う行政をと表明していますので、もろ手を挙げて賛成しているわけではありませんけれども、共鳴している次第です。私の立場は、前々任者の時代に切り替えたということです。

国の悪政の一例として消費税について触れます。新年度予算での歳出で工事等での消費税額がおよそ1億円であるに対し、歳入で見込まれる消費税交付金が約6,000万円と消費税が町の事業実施に悪い影響を与えていることは明らかであります。前任者は、自らの事業実施を自画自賛して去りましたが、突出した建設事業を見るだけでもこの消費税の財政に与えた悪影響は突出しており、猛省すべきものでした。消費税の原型は、赤字企業に対しても課税する付加価値税で、消費税倒産、消費税廃業と言われることが続出してきました。今さらにインボイス制度で弱小事業者の倒産、廃業を加速させようとしております。さらに、消費税は、輸出業者に対する輸出補助金の役割を担っていますが、課税事業者が納めた消費税の約4分の1が輸出業者の懐に転がり込むと試算されています。俗に言う輸出戻し税です。古平町が今年度支出予定している約1億円のうち、2,000万円以上が輸出業者への補助金に消え、残りが国の歳入となる勘定です。古平町も他町村同様に今までもこれからも悪政の雨あられにさらされていると言っても過言ではありません。

こんな中、全国の地方自治体がなすべきことは、住民の生活を守る一点で結束すべきなのですが、古平町においては古高の閉校、診療所の一時的な閉鎖、半端な診療体制の再開と、町民のための善政の後退と、道庁を含めうまく対応してきませんでした。少子化の大波が半端ではありません。子育て世代の流出が異常な速さで加速しています。抜本的な対応策と今この町で暮らす町民が安心して暮らせる行政の一層の努力が求められています。一般会計から繰り出されている特別会計も町民生活に直結していますので、その視点での内容の充実を求めます。

以上です。

○1番（木村輔宏君） 一般予算について反対するのではなくて、町長の立場でこの予算の中で必要なものと必要でないものともう一回見直してみる必要があるのではないかと。例えば私ずっと監査委員やっていたけれども、監査委員というのも一般から1名しか出ていない。議員としても出ていたけれども、議員としてあまり質問できないのです。そういう意味でいけば、例えば一般から2名出すという方法があるのではないのかなと。それから、ずっと見ていて、私もさっき表彰されましたけれども、例えばこれがいいとか悪いとかではなくて、議長が東京とかに何か行くときになると議会事務局がついていっていると。そういうような交通費とか無駄ではないのかというような気がするのですけれども、こういうもので見直しするというのも必要ではないかなと思ひまして、質問してみました。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、反対討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

討論を許します。反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、賛成討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

討論に入ります。反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

討論を許します。反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

討論を許します。反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

討論に入ります。反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 意見案第1号

○議長（堀 清君） 日程第8、意見案第1号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問は、工藤、高野、梅野、寶福、山口、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 町長に2点ほど質問いたします。

まず、1点目は、たらつり節の記念碑についてということで、旧役場前の向かいに建っていた記念碑は、個人の方が建立したが、古くなり、土地の問題もあり、撤去しました。現在土台だけが建設業者の資材置場にあるそうです。たらつり節は、北海道の5大民謡の一つで、全国で歌われております。その発祥の地である古平町を全国に広く周知するためにも町内外の人たちがよく見える場所か、道の駅に建設することが必要だと考えますが、この記念碑について町長の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

たらつり節の記念碑についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、国道沿いに建てておりましたけれども、もう古くなって撤去いたしました。私も台座見てきましたけれども、全国たらつり節大会記念、大会記念という形になって、古平町文化団体連絡協議会会長、水見句丈建立というふうになってございます。この台座についてももう使えるような状態ではないです。今これから令和5年度、道の駅、それからそういった建設控えておりますので、その辺の景観を考慮しながら、これからそういった建立について考えていきたいと思っております。できれば令和6年度で間に合うのであれば6年度で予算措置したい、6年度の状況を見ながら、7年度に入るかもしれませんが、そういった中でたらつり節愛好会、たらつり踊りの愛好会等ございますので、その辺の意見を聞きながら場所等についても、またデザインについても検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 町長も恐らく見たらろうと思うのですが、先日の新聞の朝の食卓というコラムの中で、タウン誌の編集者という方がたらつり節を取り上げまして、そしてこのたらつり節ができた経過をずっと書いております。札幌の方が編集して、さらに日本舞踊の先生が踊りを直し、そしてわざわざ古平まで来て、古平の人に教えたり、また古平の人が小樽まで行って、何日も習ったりとか、そして前には古平町でも全国大会、ちょうど恵比須神社の日あたりにありまして、いつも中学校のところまでお祭りなんかで行くとたらつり節に出ている人がわざわざお祭りを見に来たりとか、そしてそのときにまた生けすの中にサケを放して、サケのつかみ取りまでやったりとかとあって、非常にこのたらつり節に関しては古平町の人よりも私なりに考えますと地方の人のほうが関心よく持っていたように思われます。それで、そこの向かいにあったときにもよく旅の人に言われたのがちょうどあそこで十字街でバス止まるもので、バスから見るとちょうどそこに見える。そしたら、たらつり節って古平なのだという声が結構聞こえたのです。ですから、古平の大事な宝だと私は思うのです。この宝を残すためにもぜひ造ってほしいと。

そして、先日この曲を作りました一人の大島さんのご遺族の方にお会いしまして聞きましたら、小樽にいる娘さんの子供がたらつり節同好会の小樽支部をつくって活躍していると。だから、実際に今目に見えているのは、かえって地方の人のほうが一生懸命やってくれているように見えるのです。ですから、このたらつり節に関しては、まず町長どんとたらつり節の碑を建てて、たらつり節ここにありというところをぜひ見せてほしいなというふうに思います。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員ただいまおっしゃいましたたらつり節、道新の朝の食卓というところに「月刊おたる」の編集長であります藤森五月さんという方が投稿してくださっております。私これ朝新聞読みまして、早速お礼の電話をこの藤森さんにしたのです。そしたら、この編集長のお母さんが、藤間扇玉さんがたらつり節の踊りをつくってくれたということで、今でも。そしてまた、この藤森編集長と同僚で、やっぱりこういった活動をしているといいますか、同業者、仕事仲間の編集者の杉本真沙彌さんと、この方が大島豊吉さんの孫になるということですね。それで、その方が率先して今会長をやって、そして藤森さんとそういった今議員おっしゃったとおりたらつり節保存会みたいにして、小樽支部という形で活動しているということも聞きましたので、扇玉さんも踊りの会というのを定期的に毎年やっているのですけれども、その中でも必ず最後にたらつり節

を披露するという形で今進めてやっているそうでございます。2月の19日に今年行ったのですけれども、私もこの編集長から招待されたのですけれども、たまたま葬儀と重なって行けなかったのですけれども、そういった私どもにも踊りの保存会みたいなものがありますので、これからやっぱりそういったところとつながりを持ちながら、こういった踊りについても保存していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） まず、記念碑につきましては、前向きに考えていただいて、そして観光というものが少ない古平町ですので、両隣の町が非常に観光で潤っておる。古平には観光という名前をつけても潤うような場所がないと。せめてこういうもので古平を売り出して、古平の名前をいつまでも残しておきたい。そのためにも町長ぜひお願いします。

前町長の話しておかしいのですけれども、この問題は前町長のときにも私1度質問したことあるのです。そのときの答弁は、いい場所を見つけて、そこへ建てますという返事はもらってあったのですけれども、今成田町長になったので、新たな気持ちで、なるべく立派なのを建ててください。よろしくお願いします。答弁要りません。

次に、子ども第三の居場所についてですけれども、現在放課後子供たちが一期倶楽部に通所して、同学年や学年の違う子供と触れ合う機会が多く、楽しく過ごしているようです。仕事を持った親も大変喜んでおるようです。第三の居場所ができた場合、一期倶楽部との関係はどうなるのかお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 子供第三の居場所についてでございますけれども、考え方としては今の一期倶楽部がそのまま第三の居場所に移行するという形で考えていただければ結構かなと思います。今の開所時間、対象世帯、それから学習支援やおやつや食事の提供についてもほとんど変わらない形でございます。現在のスタッフについても、了解が得られればそのまま継続して雇用していきたいというふうに考えてございます。先日の梅野議員からの総括質問でもお答えいたしましたけれども、利用料金につきましてはまだこれから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○9番（工藤澄男君） 先ほど言いましたように子供も親も非常に喜んで、親も安心して働いているというのが現状でございます。そして、第三の居場所については、今やっている一期倶楽部が全てをやるということによろしいのですか。

○町長（成田昭彦君） 運営は町がやるという形になります。一期倶楽部そのものの今の形態はそのまま引き継ぎますけれども、運営自体は町が行うという形でございます。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。そしたらまず、子供たちのためにも、親が安心して働けるような体制づくりのためにも力を入れて、子供たちのために頑張ってもらいたい。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 灯油の購入助成事業についてでありますけれども、今年も福祉灯油券事業を行うということで、大変喜ばしいことと思っておりますけれども、昨年は国の交付金などを充てて、別に全世帯に灯油ほか何にでも使える給付金1万円が支給され、大変喜ばれておりましたけれども、今年度も9月には電気料金が上がることが決まっておりますので、家庭生活を直撃することと思

ます。町財政大変厳しいと思いますけれども、本年度は課税世帯も含めて全世帯にこの灯油券を給付するという事はできないでしょうか。町長にお尋ねします。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の灯油等購入助成事業についてお答えいたします。

確かに電気料も含めて物価の高騰で、低所得世帯については、町民全体が疲弊していることは私も重々理解してございます。ただ、議員おっしゃるとおり、本当に一般財源で賄うというのは非常に厳しい状況でございまして、これから今の物価高が続くようであれば、国がまた新たな手を打ってくるのかなということも考えられますので、そういった時点で4年度のように的確にそういったものに最大限活用できるように検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○6番（高野俊和君） 全家庭となりますと、私の計算上なのですけれども、プラス1,200万ぐらい必要かなという計算はして、大変厳しいことは厳しいなというのは存じております。ただ、去年は1万5,000円の商品券、またごみ袋の配布など、多くのサービス事業が行われておりますので、町民の皆さんも期待をしているというふうには思います。令和5年も何らかのサービスを考えてもらうよう町長に再度お願いをしたいというふうに考えております。

○町長（成田昭彦君） 去年は、国の方針がその都度、その都度、ですから3回くらい補正予算で国から入るたびに補正させていただきました。今年もそういった国から交付金、今の物価高騰を見ていると本当に町民疲弊しているということは重々理解してございますので、そういったもので対応できればなと思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○6番（高野俊和君） 町長の胸のうちはよく分かるので、でもこれからいろいろな交付金などが入る可能性もあるということでもありますので、そのときにはぜひ町民の立場に立って、満額とは言いませんけれども、多少町民サービスができるようお願いをしたいと思います。答弁要りません。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） まず、指定緊急避難場所についてお伺いいたします。

防災ハンドブック2022において指定緊急避難場所は、津波、洪水、土砂の3種類に分けて表示されています。この3種類のほかに危惧されるのが、各地でも起きていますが、雪害による倒木等による停電であります。今の時期大分暖かくなってまいりましたが、冬期間停電により暖が取れない状況は避難の対象になることだと考えます。こういう有事の際の町の対応を伺います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問についてお答えいたします。

まず、指定避難場所についてでございますけれども、停電が発生した、復旧までに時間を要する場合、これは生命の危険がある事態であると認識はしております。冬期間のそういった停電発生したときに速やかに北電から情報収集を図らなければならない、それがまず第1点でございます。そして、その中で復旧の見込み時間など勘案しまして、避難所の開設の有無を判断してまいるといった状況になります。

町の今施設で抱えております設備として、非常用発電機を設置している施設としまして、ここの場所、かなえ～る、それから古平小学校、ほほえみくらす、元気プラザ、沖町の住民センターの5

か所となっております。そういった面で運用面などを考えますと、この場所が避難所の中心になるというふうに考えております。古平町の場合、電気の送電が3系統から入っております。美国からのと余市からと、それから神恵内、ですからこの3系統が一気に停電するという事はまず考えにくいということでございますので、我々もそういった中で考えると、やはりこのかなえ〜るに避難場所を設置するというのが一番早いのかなと思っております。

○5番（梅野史朗君） かなえ〜るが中心になる、それが妥当なところだろうとは思ってはいましたが、私のほうに相談に来られた町民の方もそれは大体見当はついていたわけです。ただ、どうしても足が悪いですとかとなると、そこまで行くのが大変だと。自分の家の近くの、例えばその人は浜町の方でしたので、武道館とか、こういうところでそういう対応をしていただけないものかという声が出ておりました。今の発電機用意のところにはそれは入っておりませんので、例えば町で所有しているかどうか分かりませんが、ポータブルのストーブ等を用意する、あるいは毛布を貸してあげるなどの対応でそういうところで開設するという事はできないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まずもってそういった独居老人世帯ですとか障害者世帯というのは、私も保健福祉課のほうで押さえております。そういった場合は職員が出向いて、こちらの避難施設に移動させるということも考えておりますので、そういった中で考えていきたいなと思っております。ただ、冬期間の場合であれば、例えばうちの複合施設にポータブルストーブ等も10台ほど用意してございます。万が一そういったことでできなければ、そういったものを活用しながら対応していくということも可能でございますので、いずれにしてもうちの職員がそういった独居老人世帯ですとかそういったものを、停電に限らず雨ですとか、そういった場合もそういう対応をしていますので、そういった中でそういった世帯については対応してまいりたいなというふうに考えております。

○5番（梅野史朗君） それでは、今の回答によりますと心配しなくていいよと、役場がちゃんとやるからねということでよろしいかと私は理解いたしましたので、そのようにお伝えしておきます。

それでは、次に行きます。高齢者世帯等の除雪についてをお伺いいたします。高齢者世帯等の除雪は、要支援、要介護認定があれば受けることができるものでございまして、広報においてもご相談くださいと掲載されています。しかし、まだ受けていない方で、もしかしたら対象になるのではないかという方が自分から言い出すことは難しいことだと思います。なかなか言えないのだよねという声を聞いたばかりです。対象になると思われる世帯に町のほうから声がけするというのはできませんか。また、課税世帯は対象外となっておりますが、課税世帯も対象にすることはできないでしょうか。お伺いいたします。

○町長（成田昭彦君） 2点目の高齢者世帯の除雪についてお答えいたします。

まずもって介護サービスの利用している方につきましては、ケアマネよりそういった周知、申請手続等を行っております。担当のケアマネがいない中で、前年度利用のあった方、民生委員や町内会等から情報提供のあった方については、担当者が自宅訪問等をして事業説明して、申請手続をしております。対象要件でございませけれども、世帯構成、除雪を支援してくれる方、課税要件等ありますので、要介護認定や障害者手帳の所持者だけでなく、町のほうから対象者全員への声かけと

いうのはなかなか困難かなと思っております。

課税世帯についても対象にすることということでございますけれども、これはなかなか難しいわけでございますけれども、ただ、今課税世帯のうち均等割のみの方については対象外としていたわけでございますけれども、この辺私もちょっとうっかりしていたのですけれども、福祉灯油の場合は均等割世帯も対象として含んでおります。ですから、この辺はやはり均等割世帯も対象として含んでいかなければならないのかなと思っておりますので、今後の検討事項とさせていただきたいと思えます。

課税世帯の対象者からそういった相談があった場合は、社協でやっておりますボランティア団体おまかせあれ！！というのがありますけれども、そちらのほうで大体町でやっています事業と同等のサービスを実費でやってございますので、その辺を利用していただければなというふうに思っております。

○5番（梅野史朗君） 均等割世帯について言及していただきました。私も何かといえば非課税世帯、非課税世帯というのが多くて、実際のところ受けた感じは、非課税世帯よりも、そこよりちょっと課税される、本当にもう少しで非課税世帯になるのではないかと思われるようなところが一番つらいのではないかというふうに思っております。今のように均等割世帯も対象にさせていただけるようなお話があるのは非常にいいことではないかというふうに思っておりますので、おまかせあれ！！の件も含め、そちらについては皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

それでは次、幼児センターみらいの駐車場についてお伺いたします。幼児センター裏手の駐車場が手狭で、なおかつ保護者の皆さんが使う時間帯も同じ時間帯のため皆さんが入り切れず、やむを得ず道路に横づけにすることがあります。そうすると、どうしても事故の心配もございませう。近所からの苦情もあろうかと思えます。この対応についてお伺いたします。

○町長（成田昭彦君） 3点目の幼児センターみらいの駐車場についてお答えいたします。

まず、毎年冬期間道路除雪については手が回らないというのが現状でございます。本当に排雪についてもかなりの面積を雪で妨害して、妨害という言い方も変ですけども、堆積している状態になっているのは、私もあそこ通って承知してございます。通常でありますと、玄関前の駐車場というのは認めておらないわけでございますけれども、冬期間につきましてはやはり混雑する時間帯、送り迎えの混雑する時間については許容しているところでございます。その辺の周知についても園だよりなどで保護者の皆様には交通安全等、譲り合いに協力をお願いしているところでございますけれども、今後も早めの除雪を依頼するほか町内の別の業者に委託するなど、でき得る限り駐車場の堆積状態を解消できるように努めていかなければならないというふうに思っております。今本当に保護者の皆さんには迷惑かけているなということは重々承知してございますけれども、いま一度そういったことを周知しながら進めていきたいと思っております。

○5番（梅野史朗君） 期待しております。

少しこれとは関係ないかもしれませんが、今回の議会の中で出た保育所の所長の件でございますが、例えばショベル乗れるような方探して、ちょっと時間空いたときに町のショベルで片づけるというような、そういうのをちょっと考えてみたりというのではないのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 所長についてそこまでというふうには考えてございませんけれども、でき得る限りうちも例えば通学路の角地を削るとか、そういった時間があればうちの職員も出ていますので、もし職員で対応できるような状態であれば、それは優先してそういったものを考えていきたいと思っておりますけれども、いかんせん投げる場所ももうないものですから、その辺考慮しながら、でき得ることをこれから園のほうと話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） 令和5年の予算決定したところではありますが、早速質問させていただきます。

ふるさと納税についてです。町政執行方針にも示されましたが、本年度のふるさと納税の寄附額3億前後に着地になるかと思っておりますが、前年度比から見ても寄附額の減少傾向が著しい状況にあると思っております。減少の主要因も分析されていましたが、この要因に関しては古平だけではなくて他の自治体にも該当することでありまして、そのような状況の中でも寄附額大幅に伸ばしている自治体があることも報道やネット等で知らされております。これに対して執行方針の中では、対策としてデジタル商品券を新たな返礼品として挙げておりましたが、この分野に関して大幅な寄附額の増加、内容を見ましても加盟店8店舗で、しかも古平に来ないと使えないと。なかなか厳しいのではないかと感じていますが、ふるさと納税の寄附金は安定財源ではありませんが、今古平の状況を見ても必要な財源であることは変わらないので、いま一度てこ入れが必要な時期が来ているのではないかと感じておりますが、町の見解が聞きたいです。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員のふるさと納税についてお答えいたします。

まず、私どもがふるさと納税を始めたというのは、加工協の経営破綻から何かないかということで、地域経済の一助とすべく実施したわけでございますけれども、今はもう本当に議員おっしゃるよううちの貴重な財源となっております。まず、令和2年度がピークでした。ただ、そのときも、主はタラコなわけでございますけれども、タラコも底をつくというか、もうこれ以上出せないよというところだったのです。それから今の物価高騰で下がってきているわけですが、ただ月別に見ますとやはり12月というのは大幅に増えてきます。お歳暮等に使っているのかなという分析してございますけれども、やはりこうやって見ますとタラコというのはぜいたく品なのかなと。物価が今高騰してきますと、ふるさと納税する方もそういった日常生活のものを求めているというのが現状でございます。デジタル商品券実施するわけでございますけれども、議員おっしゃるとおり、これをやったからといって伸びるといふふうには私も考えておりません。ただ、町の観光の一環として、古平に来てくれる方を増やす、古平を知ってもらおうという形でこういったものを今年度は入

りたいなと思っておりますけれども、今ふるさと納税やっているのは11件あるわけでございますけれども、そういった団体もない、個々にやっているものですから、なかなか連携が取れないというのも現状でございます。今年は、そういったものを組織化して進めていきたいというふうにも考えてございます。今年は、伸びているところというのはどういうことをやっているのか、そういったものを見て聞いて、そういった形で進めていかなければならないと思っておりますので、今年度予算で職員のそういった研修旅費大幅に増額いたしました。例えば道東のほうの伸びている白糠町ですとか、そういったところ行って、どういう体制でやっているのか、まずそういったことを学んでこよう、職員としては。そういった中で、加盟している団体を組織化して、どういう方向で進めていったらいいのか、どういうものがあるのか。例えば本当にイクラですとかカニですとかホタテ、これがあったら、まずここは落ちていないのです。それと、うちも後志管内では寿都に次いで2番目に多かったわけでございますけれども、今はもう余市、仁木にも抜かれています。先日そういう機会があって話していたら、今の新しく入れた平田牧場の三元豚、これが意外と評判いいということで、どれくらい出せるのか、そういったものを検討しながら進めていきたい。よそを見ると、やっぱりうちみたいに値上げしたところというのはいろいろ工夫しています。例えばその商品の訳あり商品を出すとか、値段を変えないで訳あり商品を出すとかいろいろ工夫していますので、そういったことも考えながら、やはりこの財源確保には努めていきたいなと思っております。

○4番（寶福勝哉君） 今町長の答弁でゼいたく品についてのお話あったのですがけれども、例えば今古平の返礼品で人気なのって1万円台とかそういったところからの流れが多いと思うのですがけれども、とある方から話を聞いて、ちょっと1万円まで寄附は出せないよと。例えば5,000円、もっと下の3,000円とか、そういった小口のバリエーションというのも目のつけどころではないのかなと私は思っていて、確かに1万円出して一家庭にホッケが五、六枚どんと来てもなかなか冷蔵庫の中に入らないとか、そういった一般的な事情とかを考えると、割と小口で2枚、3枚届くとか、そういうサービスがあっても割といいのかと感じていたりします。

あとは、使い勝手、考えようによってはこのふるさと納税の寄附金の使い方は、先日も町長が認める事業で暗幕の件とかが賛否ありましたけれども、そういったいろんな使い方ができていける寄附金ですので、例えば先ほど工藤議員が言ったようにこの寄附金でたらつり節の費用に充当するだとか、高野議員が言うように灯油券に充当していただくとか、もっとよりよい使い方ができていける事業だと感じています。今非常に厳しい状態にはあるのですがけれども、やりようによってはまだまだ伸び代がある事業だと思いますので、より一層の町の動きに期待して、質問を終えます。答弁結構です。

○議長（堀 清君） 次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 先ほど梅野議員の一般質問にも同じような内容がございましたので、それに対する答弁を踏まえた上での質問とさせていただきます。

私まず1つ感じているのは、このかなえ～の駐車場、非常に広くてあずましい、使い勝手もよい、いつもきれいに除雪もされていて、町民も非常に評判もよいです。ただ、ほかの町有施設の除雪に関しては、あまりいい話を聞きません。特にこの幼児センターの周辺に関しては、先ほど雪の

捨場がないとか、冬場はしようがないと、職員で対応できるところはしていくと。これ職員に対応させるというのは、私は正直無理だと思います。職員には職員の仕事があって、朝から忙しく働いている中で除雪にまで手は回らないし、まして駐車場の除雪などという大作業になると、これはほとんど無理なお話だと思います。

古平町にはたくさん空き地あるのです。今道路除雪をやっている業者の中でも一旦空き地に雪をためて、それを後で回収しに行くという判断をして動いている業者もあります。これ町の指示なのか、現場の判断なのかは分かりませんが、そういった工夫をして行き場のないところでも雪を何とかしているということとはよく目にします。そういったことを考えると、まして町有施設なので、そして子供たちやそのご家族の安心、安全を守るための状況を考えますと、検討していくでは困る。これはぜひともきちんと対処していただくというお答えをいただかないと、そんなに難しいことではないと私は思います。駐車場を道路除雪入ったときにちょっと多めに雪を押しつけておいて、後で回収するでもいい。近隣に空き地を見つけて、その所有者の承諾を得て、そこに置かせてもらう。それに何がしかのお金がかかるとしても、それは微々たるものであって、子供たちの安心、安全を守るためであれば私は全然問題ないと思っています。そのくらい具体的にこの問題に関しては対処して、考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 山口議員の一般質問、幼児センターの駐車場についてお答えいたします。

まず、幼児センターの建設計画の当初から駐車場も含めてもう少し広い場所が欲しい、当時ちょうど私総務課長でこの用地買収やっていたわけですが、ただ隣の関係がどうしても、土地取得に動いたわけですが、何としても売らないということで、ちょっと今いびつな感じになってございます。2年ほど前に美容院、グループさんの隣の土地も寄附いただいて、そこに職員駐車しているわけですが、冬場になりますとあそこにおいても2台くらいしか置けないという現状でございます。玄関前広くするために、大雪の際というのは公務補さん等早めに出勤してやっていたているわけですが、やはり間に合わないというのが現状でございます。

今例えば考えられるのは、幼児センターの向かいの空き地でございます。あそこの所有者とも話しして、あちらのほうを使えるのであれば、そういったことも考えられますけれども、なかなか難しい。ただ、やはりそういった除雪、ただ道路除雪しているのも本当に時間で追われているものから、なかなかそういったところに手が回らない。そのほかにやっぱりマンパワーが足りないという現状でございますので、でき得る限り今年1年かけてどういう形にしたらいいのかその辺を検討しながら、確かに子供たちの安心、安全を守るためには、道路前に駐車するというのはやっぱり危険なことです。そういったことを踏まえて、今年1年かけてどうすればいいのか、その辺ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○8番（山口明生君） まさに今町長おっしゃったとおり、あそこの立地ってちょっといびつなのです。それを考えると、そもそもあそこに建てたこと自体も問題になってくるのかなと、なぜあそこを選定したのかなという蒸し返し論みたいになってしまうので、それは避けませんが、ただそうやって何がしかの事情があったにせよあそこがいいとして建てたものであれば、周辺を整備するのは

これは当然のこと。でないと欠陥品をそのままにしていくということにもなりかねません。なので、周辺に空き地があるのであれば、それは有効に活用すべきですし、寄附いただいた土地もちゃんと整備すればあそこ少なくとも七、八台は止められます。ただ、現状除雪が行き届いていないために二、三台で終わってしまう。でも、そこに無理やりご家族の方も止めているのです。道路からはみ出して、歩道とまたがりながらも駐車をしているような状況で、やっぱり子供を送り迎えするというのは結構時間かかるので、かなりの時間置きっ放しになるのです。特にお迎えの時間、冬場暗くなると非常にあそこ見通しも悪いですし、車も意外に走るのです。なので、少なくとも正面玄関の前にああやって数台どどどんと車が止まっていること自体は非常に危険だと思いますし、そもそもあの施設を利用するという根本的などころに反しているというふうに。もちろんだから幼児センターのほうからも正面玄関前には車を置かないでくれというアナウンスがあるそうです。ただ、利用されている皆さんは、ではどこに置くのという疑問にぶち当たるということになっておりますので、置かせないのであれば置ける場所をつくりましょうと、これは当然のお話だと思いますので、そこら辺もう一度お話を伺いたいです。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるとおりやはり駐車場が冬期間は狭いというのは、私どもも認識しております。正面に車を置くと、子供たちも玄関から真っすぐ走ってくるという、そういう状況を私も確認しておりますので、それを踏まえながら、ちょっと時間いただいて、どう対処していったらいいのか内部でも検討してまいりたいと思いますので、議員おっしゃっていることは十分理解しておりますので、そういうことで進めてまいりたいと思います。

○8番（山口明生君） 次雪降って積もるまでにはまだ大分間がありますので、その間に十分に検討を重ねていただいて、ぜひ今度雪が積もったときにはみんな安心して車が止められるねと言われるような幼児センターであってほしいと思います。

終わります。

○議長（堀 清君） 最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の関西電力が計画しております風力発電計画について伺います。

私もあんまり内容については詳しくは分からないのですが、今月余市の何とかテラスというところで学習会をするという案内が古平町議会の各議員のもとにも案内がされてきていたり、小樽方面で計画されている説明会みたいなものもされているようで、新聞報道ではこの近辺に関わる計画について昨年の8月でしたか、環境省が経済産業省に何かしら申入れをしたという報道もされております。それで、我が町にも当然関係のある計画なのですが、成田町長においてはどのようなスタンスでこの計画に向かわれようとしているのか伺いたいです。何かしら問題点があるとすれば、何を考えていらっしゃるかお聞きしたいと。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問、関西電力の風力発電計画についてお答えいたします。

御存じのように新聞やチラシで公表されておりますけれども、関西電力が古平町を含む3町、余市、仁木、古平の3町にまたがって今陸上風力発電を計画しております。関西電力のほうからは、昨年の4月だったと思いますけれども、そういった事業実施の想定区域ですとか具体的な設置場所

はまだ決まっていないというような報告は受けてございます。現時点では環境アセスメントの最初の段階でして、事業の検討段階にはまだ至っていないということで伺っております。私どもの町では、御存じのように既にもう民間で4基の風力発電稼働中でございます。今のところそういった環境破壊や健康被害等の町民からの苦情は受けておりませんが、私としてはこの風力発電の計画は中立の立場で考えていきたい。やはり考えていかなければならないのは、それが環境破壊ですとか、それから健康被害、周りの健康被害、そういったことが生じないように逐次関西電力のほうに情報を求めていかなければならないし、周辺住民にもし進めるのであれば丁寧な説明をしていただきたいということでございます。令和2年の3月議会で古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例という条例を設けてございます。そういったものを踏まえながら、やはり町民の健康被害、それから環境問題、こういったものを考慮しながら、まず見ていきたいなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 隣の仁木町辺りでは環境問題だとか健康に与える問題だとか、それがクローズアップされているようです。私複数の町村にまたがる山岳地帯の稜線に関わる計画なので、どのように考えたらいいかというふうに思い至りまして、国営草地の一部を貸し付けて1基風車を建設してきましたけれども、この4基の計画実施については従来からある道を利用して、そして建設したものであって、長らく国営草地として使われてきたその範囲内での建設ということで、あまりいろんな面で問題が起きるといふふうには考えていなかったのです。ところが、概略ではありますけれども、この狭い古平の行政区域の稜線に沿って、さらに奥深く道路が開拓されて、巨大なものを建てるということで、そのためには広域にまたがる保安林の解除というのが問題になります。1点これに注目したのです。心配されるのは、かつて当丸峠を越えて神恵内に通じる998が切り開かれて、度々通行止めに遭ったその理由が広くこの地域は地滑り地帯であるということで、いろんな障害が出てきたと。考えられるのが今建設しようとしている一帯が道の調査以外であるのかという心配が1つです。

それから、保安林の解除によって一体どうなるのかと。心配されるのが平成22年にこの地域の奥のほうでゲリラ豪雨があつて、古平川が氾濫したという事故がありました。気候変動の急変で、50年に1度くらいのものだと言われていたものがいつ起きてもおかしくないという時代に入ったということを考えますと、そういう事態にあつたとき古平川の氾濫が再び起こるのではないかという、町民にすれば命と財産に関わる問題がこの保安林の解除によって出てくるのではないかという心配です。

それと、もう一つは、大量の土砂が掘削されると思われます。その残土の処理の問題です。トンネル工事で不適土という問題も起きてきているようですけれども、この残土がどこに始末されるのかという問題も出てくるので、そこら辺について注意を喚起していただきたいなというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まずもって今関西電力で計画している場所を見ますと、やはり国有林や保安林があるという場所でございます。まずもってその保安林を解除しなければならないという問題があるのかなと思っております。この保安林解除する場合には、それぞれの町村長の同意が必要と

なりますので、例えば今3町にまたがるわけですから、その3町の町長の同意が必要でございます。ですから、その辺もまた考えながら、余市、仁木と一緒に考えながら、どういう形がいいのか、そういうものを考えていかなければならない。その場所によっては伐採等も出てくる、それがどうい影響を与えるのか、そういったことも見極めながら考えていかなければならない。いかなせん自然エネルギーの必要性というのもありますので、その辺を踏まえながら、これから提示があった場合には検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） とても狭い領域での行政区域なものですから、古平川はちょっとした変化で急変する川です。川の氾濫というのは漁業にも影響するものですから、ぜひとも慎重に対応していただきたいと思う次第です。

次に、福祉灯油、それから高物価対策で昨年支給した事業について伺います。町独自の対応をされた事業として、全世帯対象に支給した事業がありました。ところが、回ってきた資料を見ますと、生活保護世帯は駄目だ、それから料金だとか税金を滞納している世帯は駄目だという細かい羅列がありましたけれども、実際対象外となった世帯というのは、生活保護世帯、それから滞納している世帯とか、具体的にはどれぐらいの数字だったのか伺います。

○町長（成田昭彦君） 2点目の福祉灯油、高物価対策で支給した事業についてお答えいたします。

まず、全世帯に福祉灯油、1万円の灯油券を配布したわけでございますけれども、その申請者数は1,182件、実際に支給した世帯数は1,175件、却下したのが7件でございます。その内訳につきましては、生活保護世帯が3件、世帯分離だけれども、同居しているというところが1件、冬期間不在だったという家庭が1件、それから税等の滞納者、過年度分で却下したのが2件でございます。

それから、低所得者の灯油購入助成事業でございますけれども、これの申請者数は349件、支給した件数が343件、却下したところが6件、その却下理由につきましては生保世帯が3件、世帯分離で同居しているというところが1件、冬期間不在というところが1件、それから税等の滞納者世帯が1件という内訳でございます。

○3番（真貝政昭君） それで、町長にも私が調べた生活保護世帯に福祉灯油を支給してもよろしいという内容の国会でのやり取り、それから道におけるやり取りでその様子をお伝えしております。以前は生活保護世帯に何らかの支給をした場合は収入とみなすということで、基本的にはじかれていたものが収入とはみなさないというふうになってきています。それで、福祉灯油については、生活保護世帯に支給している自治体は北海道でも40町村以上に広がってきている次第です。

それから、町独自でやった事業についても全世帯対象にということだったのですが、これも生活保護世帯ははじかれた。古平町もはじいていますけれども、そのはじいている自治体の主な理由というのが生活保護世帯は灯油を支給されているでしょうという、そういう考え方なのです。調べますと、冬季加算という形で支給されています。しかし、今回のように灯油の値段が高騰している際のそういう対応策というのは、この生活保護の冬季加算にはないということなのです。それで、全世帯を対象にしている中には、例えば古平町役場職員は冬季加算に値するような寒冷地手当というのが支給されています。その中には、昔は石炭手当という名称でやられていましたけれども、そういう方たちも古平町の今回の特別支給というのも対象になっているわけですから、生活保護世帯で

冬季加算もらっているからといってはじかれるというのは、これはいかななものかという矛盾が出てくるのです。ほかの企業でも冬季対応のそういうのを支給しているところがありますけれども、やはり生活保護世帯をこうやって全世帯にと言っておきながらはじくという、そういうやり方はいま一度点検し直す必要があるというふうに私は思っているのですが、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 生保世帯の支給についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、今このような事業を行うところも生保世帯も新たに対象とする市町村出てきていると聞いております。5年度につきましては、その辺の近隣の状況等も調査した上で考えてまいりたいというふうに思っております。ただ、議員おっしゃるように生活保護費が10月から4月までの7か月間、我々という冬季加算分でございます。1人世帯ですと月1万2,780円、2人世帯ですと1万8,140円が支給されております。そういった状況を考えますと、独居老人世帯でも年金だけで生活している低所得者もありますので、その辺も比較しながら、やはりちょっとそういった不公平感というのを私自身は感じているところもありますけれども、いずれにしましてもそういった町村が増えてきているという現実でございますので、これからも近隣町村を調査した中で5年度については検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 滞納世帯につきましても、滞納世帯に対する対応というのが今までもやってきているわけですから、ぜひともそれとはまた別にこういうような事態にあっては検討していただきたいと思う次第です。

次に、ゼロ歳児を含む未満児保育について伺います。古平町の認定保育園の未満児の定員というのが前に資料として出されていきました。特にゼロ歳児については、間に合わせで何とか今の施設で対応してきたという、そういう経緯があります。こんな場所で保育やっていていいのだろうかと思えるような、そういう場所設定の中で何とかやってきたということなのですが、前任者が未満児保育をもっと増所をとという件に関して待機児童を解消という点で質問した際に、そのうち落ち着くからという説明、答弁だったのです。その答弁の後、出てきた出生少数が2名という衝撃的な数字が出てきて、一体何が起きているのかというふうに私なりに思いを寄せました。

それで、待機児童がたくさん出たときに、預かっている途中の方が基準に合わないということで退所を迫るということも起きて、利用者の中で話題になりました。これは、ほかの町村の関係者にも古平のこういう実態が話題になったようです。

古平町の役場職員の約3割が町外に住民票があるという。ここに住民票があっても町外に生活の実態があるという方を含めると、かなりの割合で通いの役場という職場になっているというのが実態として分かりました。保育所の保育士についても大半が町外からの通いということで、この町の職場というのは生活の実態が町外に移りつつと、それが加速しているというふうに感じています。

出生数の関係でいいますと、最近の流れですけれども、加工協の破綻、それから小田嶋組の倒産、その前は古平産業の倒産というふうに建設業関係の職場が他町村に重点が動いているということで、通いの人たちが古平から町外へ通っていたのが町外のほうに拠点、住所を移していくという流れになってきています。それと、最近の役場職員の採用についても町外出身の方が就職する、それから保育所についてもかつては町内の方が保育士になって、この町で子育てをするという、それが

実態でしたけれども、通いになってきますとそれがもう崩れてしまって、出生数の減少というのが直接数値となって響いてくると。町外出身の方がこの町に職場を持っていて、役場職員のようにこの町に住所を構えなければならないという前提で入ってきた方たちが町外のほうに拠点を移すというのは、結婚して子育ての初期の段階でこの町で受入れ態勢がないという問題があるのです。小さい子たちを、ゼロ歳児を預けて仕事を続けるというふうになると、当然この町では受入れ数が限られていますから、余市のほうに行きますと私立の保育所、それから幼稚園も最近保育所的な受入れ態勢を始めていますので、潤沢なそういう定員のあるほうに拠点を移すというのは、これは自然の流れなのです。だから、商店街の苦境だとか、いろんな面をこの町で何とか活性化させようとするならば、古平町のゼロ歳児を受け入れる体制を強化しないと駄目だというふうに私は到達したのです。それで、今の認定保育園の施設では間に合わない状況がありますので、ほかに何らかの形で施設を増設して受入れ態勢を強化すると、そういう方策で私は考えているのですけれども、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 3点目のゼロ歳児を含む未満児保育についてお答えいたします。

まずもって令和5年度は、当初からゼロ歳児を2名定員から3名定員に増員いたします。ということを決まさせていただきます。これにつきましては、数年前からゼロ歳児で一時的に待機児童が発生するということがございました。そういった中で保護者の要望が多かったということもございまして、来年度以降の園児数、それから職員体制検討した結果、1名の増員が可能だと判断したところでございます。この辺の周知につきましては、保健師側と幼児センター側で常に情報共有してございますので、出生予定も把握してございますので、そういった中では入所要望については子育て支援センターを通じて事前に把握してございますので、特にそういった広報周知等はするということとは考えてはおりません。

○3番（真貝政昭君） 私としては、安心して預けられる施設充実ということなしにはこの町の出生数の減少というのは解消できないというふうに思っています。ぜひとも今後も経過を見ながら、検討していただければなというふうに思っています。

最後に、緊急通報装置について伺います。かつての見守りが必要な方に対して、当時は措置制度時代の対応ですけれども、近隣で協力していただける見守りの方を協力者として認定するという仕組みでやってきましたけれども、なかなかそういう方もいないという形になっていったのか、緊急通報装置という、そういう設備が発展しまして、それに移行してきたのですが、中にはこの緊急通報の装置を嫌って、一旦はつけてもらったけれども、外すという方も出てきました。実際に私伺った中にも緊急通報装置を要請したのだけれども、まだまだあなたは対象外ということで断られた方もいます。

それで、この冬、緊急通報装置を室内に設置している方が突然のストーブの異常で私のほうに朝早く電話がかかってきまして、そして来てくれないかということで行ったのですが、なかなか緊急通報装置のボタンを押すというふうにはならなくて、近くの方を頼って電話するという方もいらっしゃるということが分かったのです。

それで、ご提案のような質問なのですが、緊急通報装置の増設がまず第1点なのですけれども、

通報装置をつけたにしても、つけないという方に対しても対応できるかつての協力者という体制をいま一度補助的な対応としてやることも考えられるのではないかというふうに思っているのですが、その点について伺います。

○町長（成田昭彦君） 4点目の緊急通報装置についてお答えいたします。

まず、設置状況でございますけれども、現在47名の方に設置してございます。予算は50名分計上してございます。現段階では必要な方には設置できるような状況になってございます。以前ですと、そういった通報があった場合、議員おっしゃるように登録している協力者で対応してございましたけれども、現在は委託先の隊員が駆けつけて、内容確認等を行って、必要に応じて家族や協力者の登録されている方へ連絡するという方法を取ってございます。緊急通報装置とは別に災害時等の避難に配慮すべき対象者につきましては、町内別にそういった台帳を作成しております。そういった対象者に対する協力者を登録して、年に最低1度は町内会、民生委員、それからうちの職員、地域担当職員ですけれども、そちらで自宅のほうに訪問して、情報更新ですとか、そういった状況を調査しているという現状で今現在は進めております。

○議長（堀 清君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） ただいま議案第25号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第8号）及び議案第26号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第25号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第25号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第25号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明をいたします。

追加で配られた議案の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたし

まして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,883万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。1ページ開いていただいて、2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また1ページに戻ってください。今回の補正予算では、第2条で繰越明許費の変更をいたします。内容をご説明いたしますので、6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。本定例会の初日に議決をいただきました繰越明許費の補正でございます。初日にもご説明いたしましたが、補助金の関係上、第三の居場所建設事業、令和4年度予算に計上し、全額を繰り越しまして令和5年度に執行するとご説明いたしました。今回増額補正する分も全額繰り越しますので、総額5,946万6,000円に変更するものでございます。

以上、第1表、第2表が地方自治法で定められた議会での議決事項であります。

それでは、第1表の具体的な内容を説明しますので、別冊の議案第25号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、5ページお開きください。9款教育費、6項保健体育費、既定の予算に880万円追加し、8,852万5,000円とするものでございます。880万円の補正額の内訳といたしましては、第三の居場所建設工事請負費で880万円増額いたします。初日にもご説明いたしましたが、当初は令和5年度予算で計上するよう進めていたところでございます。BG財団からいただく補助金の関係上、1月下旬に急遽令和4年度予算に計上しなければならなくなり、そのまま令和5年度予算で考えていた予算額を令和4年度に予算の組替えをしたところでございます。初日に補正予算で議決をいただきましたが、2月末に実施設計が終了し、組替えした予算では不足が判明いたしましたので、今回補正をお願いするところでございます。

それでは、歳入に戻りまして、2ページ、3ページ御覧ください。17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に880万円追加し、1億522万円とするものでございます。歳出のほうで増額した880万円の財源を補うために財政調整基金から繰入れする補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第26号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議案第26号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第26号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

追加で配りました議案の7ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億30万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、1ページめくっていただいた議案8ページ、9ページが歳入、10ページ、11ページが歳出でございます。

また7ページに戻ってください。今回の補正予算では、第2条で繰越明許費の追加、第3条で債務負担行為、第4条で地方債を補正いたします。内容をご説明いたしますので、12ページ御覧ください。最後のページです。まず、第2表で繰越明許費追加しております。中心拠点再生整備事業として7億1,242万3,000円追加しております。

この内容をご説明いたしますので、ここで一旦もう一冊のほうの説明資料の12ページ御覧ください。こちらの資料ですが、令和5年2月22日の議会全員協議会で説明した資料になります。そのときご説明いたしましたが、補助金の関係上、道の駅関連、当初は令和5年度分と令和6年度分に分けて事業費を計上してございましたが、説明資料の12ページの左下、歳出予算の部分御覧ください。今回補助金の関係上、令和5年と令和6年に分けて計上していたものを一括で令和5年に計上する補正でございます。今見いただいている12ページ、説明資料のほうの12ページの歳出予算の補正額の欄、それを加えまして、補正後の欄、これを令和5年度の予算と一括計上するものでございます。

それでは、また議案のほうの12ページに戻ってください。あっちいたり、こっちいたりして大変申し訳ございません。今回の繰越明許費の追加といたしましては、年度当初の追加でございますので、全額の7億1,242万3,000円を追加して繰越明許費設定いたします。

それでは、続いて第3表の債務負担行為でございますが、先ほど午前中、令和5年度の一般会計予算議決をいただきました。その議決をいただいた予算の中には債務負担行為の議決をいただいていたところがございますが、今ご説明した繰越明許費設定いたしますので、そこに記載している観光交流センター建設、150年広場整備、観光交流センター工事監理業務、これの3本につきましては廃止するというところでございます。

続いて、第4表の地方債補正でございますが、こちらも今ご説明したとおり、令和5年度分予算として一括計上いたしますので、起債の目的に書かれているそれぞれの事業において起債の金額を

増額変更するものでございます。

以上、第1表から第2表までが地方自治法で定められた議会の議決事項でございます。

第1表の具体的な内容を説明いたしますので、もう一度別冊の議案第26号説明資料を御覧ください。10ページ、11ページでございます。まず、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に4億6,888万2,000円を追加し、10億9,050万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、観光交流センター工事監理業務委託料ということで311万1,000円の増額、さらには工事請負費で中心拠点再生地区整備請負費、道の駅、150年広場の工事請負費として4億6,577万1,000円を追加するものでございます。補助金の関係上、令和5年度予算に当初から変更して一括で計上するための補正でございます。

続きまして、その下、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に1,342万2,000円を追加し、1億1,975万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、コロナウイルスのワクチン接種をするための経費を改めて補正で計上させていただいてございます。先日の予算特別委員会で保健福祉課長からもご説明したとおり、1月末でまだ国のほうでコロナワクチンに対する方針が決まっておりましたので、当初から予算に計上することは見送ったところでございます。しかし、国のほうである程度コロナワクチンに対する方針が決まりましたので、年度当初から接種体制を整えたいので、今回補正をお願いしたところでございます。

それでは、1ページ戻っていただいて、8ページ、9ページ御覧ください。歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に2億1,740万円を追加し、3億1,303万円とするものでございます。内訳、中身といたしましては、社会資本整備総合交付金（都市構造再編集中支援事業）、いわゆる道の駅、150年広場に対する補助金でございますが、こちら事業費を増額しておりますので、補助金の金額も増額するというものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に1,370万円を追加し、2億7,574万4,000円とするものでございます。こちらは、今回の補正に伴う財源調整、財源不足を補うために財政調整基金から繰入金として1,370万円を繰り入れるものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に4,000円追加し、2,324万2,000円とするものでございます。財源調整で、その他収入4,000円を見込んでございます。

続きまして、20款町債、1項町債、既定の予算に2億5,120万円を追加し、6億7,360万円とするものでございます。ふるびら150年広場、さらには観光交流センター建設のための財源、地方債、起債の発行をするための経費でございます。どちらも過疎債を見込んでございます。

なお、歳出のワクチン接種費用については、これまでは全額国補助で実施しておりましたが、まだ国補助の動向がはっきりしておりませんので、今回は一般財源で予算計上させていただいております。今後国の財源が決まりましたら、財源更正させていただき補正も今後発生するかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 確定した額で、歳出については繰越明許ということでもよろしいかと思うのですが、歳入のほうでの計上の仕方は、繰越明許で令和6年度で移行していくのですけれども、歳入のほうの記入の仕方というのはこれでもう終わりということですか。6年度で何か記載する必要があるというふうになるのでしょうか。今年度のこういう記載だけで終わるという見方でしょうか。歳出の繰越明許とちょっと連動しないような感想を持っているものですから、説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） 起債だけではなくて、補助金のほうもなのですが、こちら記入の方法といたしましては、令和5年度予算はこれで終わりです。令和6年度で実際に全ての事業が終わって、事業費が固まって、補助金も起債も借入れしたら、令和6年度の決算書に令和5年度の繰越分ということで記載されることとなります。取りあえず扱いといたしましては、令和5年度終わった分は令和5年度の決算書に出てくるのですけれども、終わっていない繰り越した分に対しては、未収入特定財源という扱いで令和6年度の決算書に載っかってきます。

○6番（高野俊和君） 10ページの衛生費のコロナの予算でありますけれども、今回国の補助がまだ決まっていないということで一般財源で予算を計上したということでもありますけれども、先日町長の執行方針の中で実施日は北後志で相談をして、それから古平町の場合決めるといような答弁だったと思いますけれども、今回もう計上されましたけれども、実際に行うのはまだ日程は決まっていないということなののでしょうか。テレビ報道などで見ますと、早いところというか、早いのは65歳以上の高齢者とか妊婦などに関しては5月から実施するといような報道がありましたけれども、古平町の場合は今回予算は計上されましたけれども、これからやっぱり北後志で相談してから日程を決めるということなののでしょうか、それとも古平ではもう日程は決まっているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和5年度のワクチン接種につきましては、基本9月から12月にかけて5歳以上の可能な方が全て打てるという対象なのですけれども、それを高齢者と医療従事者、基礎疾患のある方を前倒し追加ということで、5月8日以降打てるようにという制度が変わっています。それで、古平町としては、診療所と打合せ終わりました、いつでも接種できる体制は取れることに確認しております。それで、本日の2時半から国の説明会があるのです。それを受けて、北後志で近々に打合せをしまして、接種日を決める予定でございます。国のほうは、5月8日以降から開始しなさいという見解なのですけれども、ここで問題になるのが基本住所地の医療機関でしか本来打てないのです。それを北後志共同で、どこでも打てるようにという協定を結んでいますので、それでワクチンの配送の関係がはっきりしないと診療所だとか古平町単独で動けない状態ですので、今日の国の説明を受けて近いうちに、早々に北後志で打合せをして、郡医師会との協力調整などもしまして進めることとなりますので、5月8日を目指していますけれども、それより若干遅れる可能性もあります。

○6番（高野俊和君） そうですね。古平でインフルエンザの接種は行っていますけれども、全ての人が古平でやっているというわけではないですね。余市などで接種する人もおりますから、当然そういう順序になるのはありますね。

今課長からも説明ありましたけれども、最低限今回も古平町においては持ち出しというか、個人負担はないという、そういう理解でよろしいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 国の補助の考え方が基本10分の10なのですけれども、今回はそれにさらに件数に合わせて上限を設けるという見解を出しているのです。なので、古平町が例えば上限額を超えた経費がかかる場合は、一般財源から財源として使う可能性は出てきます。個人負担は、令和5年度の接種に関しては国は徴収しないということになっています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第10、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第15、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時30分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員